



平成21年5月21日

各位

会社名 リバーエレクトック株式会社
代表者名 代表取締役社長 若尾 富士男
(JASDAQ・コード番号: 6666)
問合せ先 専務取締役 岩下 功
総務本部担当
TEL 0551-22-1211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月29日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づく株式等振替制度(株券電子化)で取り扱われることになりました。これに伴い、現行定款第7条(株券の発行)、第8条第2項(単元未満株券の不発行)および第9条における実質株主および実質株主名簿に関する規定は不要となることからこれを削除するとともに、条数の繰上げその他条文の整備を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. (条文省略)	(削除) (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除) (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. (現行どおり)

現行定款	変更案
(株式取扱規定) 第10条 当会社の株券に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 第11条～第37条 (条文省略)	(株式取扱規定) 第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 第10条～第36条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月29日(月)

定款変更の効力発生日 平成21年6月29日(月)

以 上